



「会社の法律
が変わるらし
いが今の内に

やっくとと有利な事があるのか」
との質問がありました。3/31時点
の法務省民事局のHPを見ますと

「会社法」の概要”
”会社登記につい
てのQ&A”等の解

説が出てますが、内容が少し混乱
しています。正確に整理してみま
すと…①法律が施行される前に
対応すべき事は特にない②施行
日は来月5/1③施行後も
殆どの会社は新たに登

「退職した元社員が労
基署に残業代の未払い

がある…と訴えたようで労基署
から連絡があった。日報等はき
ちんとつけていないし、困ったも
んだ…」といった相談が最近増え

ています。解雇や
賃金未払い等の
”個別労働紛争”

は従来、労基署が窓口で、民事訴
訟に持ち込まれる事案は限られ
ていました。裁判だと決着がつく
まで1年以上…手間も費用もか
かる事が背景にあります。ところが
”スピード”審理”を売り物にした

5/1施行の略の会社も設立可能!! 新会社法

記の申請をする必要はない④有限
会社は株式会社として存続するが
「有限」の商号は残る⑤共同代表制
は廃止⑥支店での登記については
商号・本店・支店所在地のみになり
役員重任等は不要に⑦取締役や監

査役の任期は定款
で最長10年まで伸
ばせるが重任の手

続きを忘れると大きな罰金が!?!⑧
同一市町村内での同一・類似商号
が可能!⑨取締役は1人でも可⑩
資本金は1円でもOK!⑨資本金が
1千万円未満でも株式会
社へ変更可…等々です。



新しいシステム=”労働審判制
度”が今月スタートしました。

今後は労基署ではなく、いきなり
地裁から呼出の通知が来る可能性
があります。特徴は①審判は裁判
官を含む3人の委員で②応じなけ

たった3回の労働審判制度! スピード審理開始!

れば過料を取られ
③原則3回、3~4ヵ
月で解決案④2週

間以内に異議の申立てをしないと
自動的に訴訟手続きへ⑤解雇無効
になっても職場復帰でなくお金で
解決も可能…等
々。安易な対応
だけは禁物です。



当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時の間、会議を行います。ご協力をお願いします。